

長野市中小企業振興資金融資制度

『創業支援資金』のご案内

1 長野市中小企業振興資金融資制度とは

- ・長野市中小企業振興資金融資制度は、市内中小企業の皆さまが、事業の発展と経営の安定のために必要とする資金を円滑に借入れできるよう、市が金融機関に対して資金を預けることにより、金融機関を通して「**長期・固定・低利**」の融資を実現する制度です。
- ・創業者の方にご利用いただける資金が『**創業支援資金**』です。
- ・創業支援資金は無担保・無保証人（法人代表者を除く）を原則としています。融資の際には長野県信用保証協会と信用保証委託契約を締結していただきますが、その保証料については**原則、市が全額補助**※します。
※創業関連保証、スタートアップ創出促進保証（以下「SSS保証」という）を利用する場合

【創業支援資金】

対 象 者	資金使途 融資限度額	貸付 利率	返済期間 (内据置)	担保等
新規開業予定者及び新規開業者（開業後5年未満）（注1）で、事業資金を必要とし、経営指導員の指導を受けた方	設備 3,500万円 運転 2,000万円 (注2)	年1.00% ただし、認定 特定支援等事業による支援を受けた方は 年0.90%	設備 10年以内 (1年以内) 運転 7年以内 (1年以内)	●担保 必要に応じて求める (創業関連保証、SSS保証を利用する場合は不要) ●経営者保証 SSS保証を利用する場合は不要
(注1) ・事業を営んでいない個人で、新たな事業を開始する具体的な計画がある方 ・事業を営んでいない個人による開業であって、開業の日（会社の場合は設立の日）から5年未満である方 ・分社化する具体的な計画がある会社又は分社化により設立された会社であって、設立の日から5年未満である方 ・その他、個人事業を開始し又は会社等を設立してから5年未満である方（法人成りを含む） (注2) 創業関連保証、SSS保証の対象となる場合は、融資保証限度額が合計3,500万円となります。				

◆提出書類（各様式は市ホームページからダウンロードできます）

- ・あっ旋申込書(様式第1号)
- ・信用保証委託申込書の写し
- ・新規開業予定者の方は創業計画書（様式5）と経営指導員作成の創業計画に関する意見書（様式6）、開業後1年未満の方は収支等計画書（様式7）
- ・SSS保証を利用する方は同保証専用の創業計画書
- ・認定特定創業支援等事業による支援を受けた方は、支援を受けたことについての市町村の証明書の写し
- ・直近の決算書の写し(開業後1年以上の方。必要に応じ試算表・経営状況調書)
- ・定款及び法人登記全部事項証明書の写し(法人で初めて制度資金を利用する場合又は変更が生じた場合)
- ・住民票または印鑑証明書の写し(法人代表者又は個人事業主のもの、初めて制度資金を利用する場合または変更が生じた場合)
- ・設備資金の場合、見積書及びカタログの写し
- ・「市税に滞納がないこと」の納税証明書(法人の場合、法人及び法人の代表者のもの)
- ・許認可証等の写し(許認可又は届出等が必要な業種の場合)
- ・事業所周辺の略図

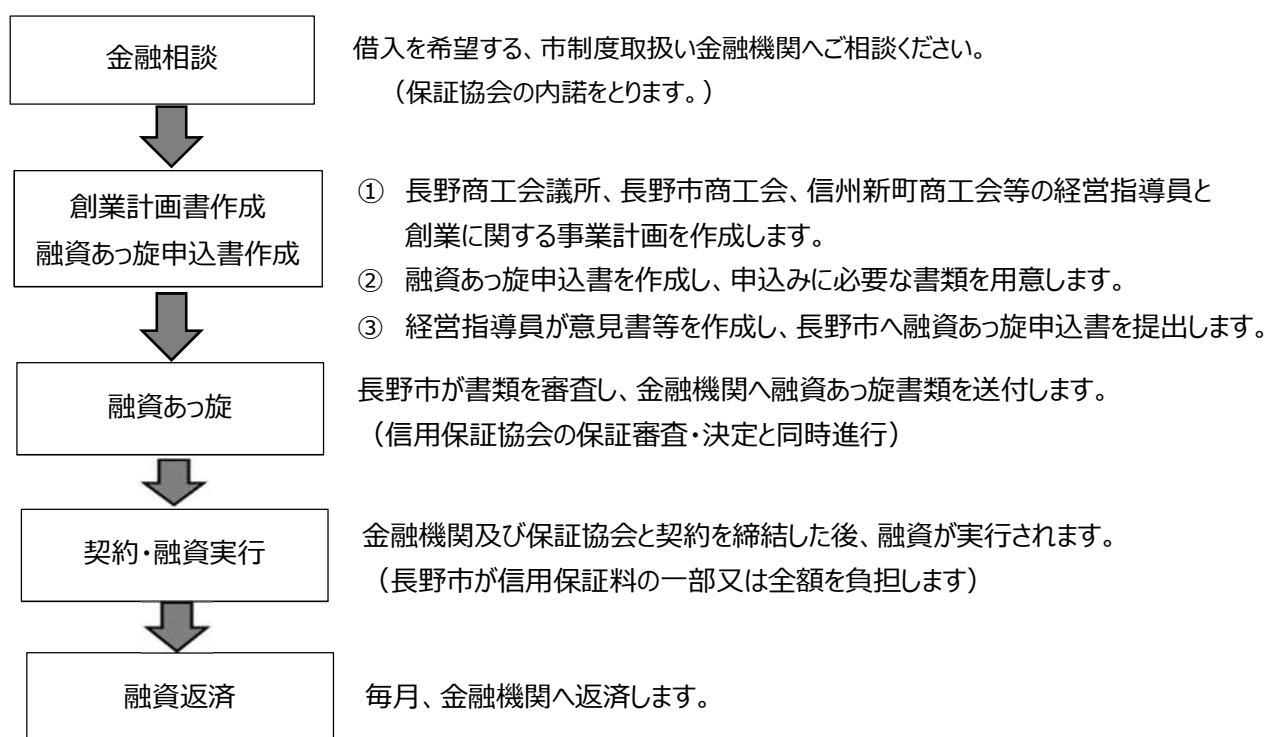
事業内容及び資金
使途により、その他の書
類を提出していただく場
合があります。

◆創業支援資金を申込みできる方

長野市内に事務所又は事業所を有する（予定を含む）法人又は個人事業者で、下表に○のある方

		運転資金		設備資金	
		市内に 事業所『有』	市内に 事業所『無』	市内の 事業所に設置	市外の 事業所に設置
法人	商業登記所在地 市内	○	×	○	×
	商業登記所在地 市外	×	×	○	×
個人	住民登録地 市内	○	×	○	×
	住民登録地 市外	×	×	○	×

2 融資の流れ



3 取扱い金融機関

三井住友銀行 ・ 八十二銀行 ・ 北陸銀行 ・ 長野銀行
長野信用金庫 ・ 長野県信用組合 ・ 商工組合中央金庫

4 あつ旋申込先

長野商工会議所、長野市商工会、信州新町商工会又は長野県中小企業団体中央会

お問い合わせ先：長野市商工労働課融資担当 026-224-8342